

貝塚市木材利用基本方針

平成 25 年 6 月 1 日

第 1 公共建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項

近年、地球環境問題などへの関心の高まりなどから、地域の生活環境に密接に関わる森林の維持管理と、その森林資源の有効活用が求められている。また、平成 22 年 10 月 1 日には「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下「法」という。）が施行され、公共団体における公共建築物等での木材利用促進が要請されている。

この基本方針は、法第 9 条第 1 項の規定に基づき、本市の公共建築物等における木材の利用の促進のための施策について必要な事項を定めるものである。

第 2 市が整備する公共建築物等における木材利用の目標

1 公共建築物における木材利用の推進

(1) 定義

公共建築物とは、市内に整備される法第 2 条第 1 項各号及び公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成 22 年政令第 203 号）第 1 条各号に掲げる建築物をいう。

(2) 公共建築物の木造化及び木質化の推進

多数の市民が身近に接する公共建築物は PR 効果が高いことから、他法令等で制限のない限り、低層の公共建築物においては、木造化に努める。また非木造施設も含めたその他の公共建築物の木質化を推進する。

2 公共土木工事等における木材利用の推進

市が実施する公共土木工事や公共施設の工作物等においては、木材の特性が発揮される箇所に積極的に木材利用を進めるものとする。

3 備品及び消耗品における木材利用の推進

市が所管する公共建築物における備品及び消耗品の導入にあたっては、可能な限り木材を使用した製品の導入を図る。

第 3 その他公共建築物等における木材の利用促進に関する必要事項

1 推進体制

市は、全庁的に連携しながら、木材の利用について関係部課間で協議し、取り組むよう努める。

2 民間事業所等への要請

木材利用の活用事例や特性等に関する情報提供等を積極的に行い、民間事業所等の公共建築物等に準ずる施設の整備等についても積極的な木材利用を要請する。